

滋賀県と沖縄県の交流連携に関する協定書

滋賀県及び沖縄県（以下「両県」という。）は、次のとおり「交流連携に関する協定」（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、両県が有する豊かな自然、歴史や文化に彩られた独自性や多様性を活かし、交流や連携を強化することにより、両県の発展に寄与することを目的とする。また、先の大戦による犠牲者への追悼の念を強くするとともに、恒久平和な未来に向け、あらゆる分野における連携・協調を発展させることを目指す。

（連携事項）

第2条 両県は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- (1) 平和・歴史・文化・スポーツ交流に関すること
- (2) こども・若者の交流に関すること
- (3) 自然環境の保全及び再生に関すること
- (4) 健康長寿の取組に関すること
- (5) 観光振興の取組に関すること
- (6) 産業振興の取組に関すること
- (7) その他、前条の目的を達成するために必要と認めること

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、両県のいずれからも、次項の規定による解約の意思表示がないときは、自動的に1年延長されるものとし、以後も同様とする。

2 両県のいずれかが、本協定を解約しようとするときは、1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解約できるものとする。

（協議）

第4条 本協定に係る事項及び本協定に定めのない事項について、特に必要が生じた場合には、その都度協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両県それぞれ署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和8年1月9日

滋賀県知事

三日月大造

沖縄県知事

玉城デニー